

山口県地域グリーンニューディール基金事業  
(環境やまぐち省エネ住宅普及促進事業)補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県地域グリーンニューディール基金事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、山口県補助金等交付規則(平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。)、平成21年度地域環境保全対策費等補助金交付要綱及び地域グリーンニューディール基金事業実施要領(平成21年7月10日付け環政計発第090710002号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、国の平成21年度地域環境保全対策費等補助金の交付を受けて、県が山口県地域グリーンニューディール基金を造成し、この基金を活用することによって、県民が地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために実施する事業を支援し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的とする。

(補助対象製品)

第3条 この要綱において「補助対象製品」とは、当該製品を活用した住宅の新築・改築時等における省エネ対策により、温室効果ガス排出量(CO<sub>2</sub>換算)が、省エネ対策を実施しない場合に比べて一定以上削減できる省エネ・グリーン化製品をいう。

2 補助対象製品は、新たに設置されるものであり、設置前において使用に供されていないものに限る。

(補助事業者)

第4条 この要綱に基づく補助の申請ができる者は、山口県内の住宅(自ら居住又は居住する予定の者に限る。)に、補助対象製品を設置(住宅の新築にあわせた設置を含む。)し、若しくは補助対象製品が設置された山口県内の建売住宅を購入する者で、県税及び市町税のうち個人住民税について滞納がない者(以下「補助事業者」という。)とする。

2 自己の所有でない住宅に補助対象製品を設置する場合には、当該住宅の所有者の承諾を得なければならない。

(補助対象事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業、補助金額及び補助要件は、別表第1に定めるとおりとする。但し、次条に定める事前審査申請書の提出時において、当該事業を着工している場合は、補助の対象としない。

2 補助対象製品は、別表第2に掲げる補助対象製品が満たすべき基準のいずれかに適合しなければならないものとする。

3 補助金の交付の対象となる経費は、別表第3に定めるとおりとする。

(事前審査の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、あらかじめ補助金交付に係る事前審査申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類等を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書(事前審査申請書:別紙1)
- (2) 補助対象製品の導入によるCO<sub>2</sub>削減計画書(事前審査申請書:別紙2)
- (3) 補助金交付事前審査結果通知書送付用定形郵便封筒(80円切手を貼付)
- (4) その他、知事が必要と認める書類

(審査結果の通知)

第7条 知事は、前項の事前審査申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金の交付を可とするときは補助金交付内示額を示すとともに、これに必要な条件を付すことができる。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、その決定の内容を補助金交付に係る事前審査の申請をした者に通知するものとする。

(事業着手及び変更等承認の申請)

第8条 補助事業者は、前条第2項の規定により補助金の交付を可とする通知を受けたときは、速やかに事前審査申請書に記載した事業に着手しなければならない。

2 補助事業者は、第6条の事前審査申請書の内容に次に掲げる変更をしようとする場合、又は事業を中止若しくは廃止しようとする場合には、あらかじめ、事前審査事項変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。但し、次に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金の額の変更を伴う事業費の変更又は事業費の20%を超える変更
- (2) 事業の実施場所の変更
- (3) 補助対象製品の主要構造又は主要機能の大幅な変更
- (4) その他事業の内容の大幅な変更

(補助金の交付申請、実績報告等)

第9条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、事業の完了の日から起算して30日以内に、補助金交付申請兼実績報告書(別記様式第3号)に次に掲げる書類等を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書及び収支決算書(実績報告書:別紙1)
- (2) 補助対象製品の導入によるCO<sub>2</sub>削減実績書(実績報告書:別紙2)
- (3) 補助対象製品の工事請負契約書の写し(補助対象製品が設置された建売住宅を購入する場合は、売買契約書の写し)
- (4) 補助対象製品の設計書又は仕様書の写し
- (5) 補助対象製品の設置状況を示す写真
- (6) 補助対象製品の設置に係る領収書及びその内訳書の写し
- (7) 太陽光発電システムを設置した場合は、電力事業者との電力需給契約書の写し
- (8) 国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程(平成20年12月24日付けJ-PEC第0810-0007号)に基づく補助金を受ける場合は、当該交付規程第16条の規定による実績報告書の写し、第17条の規定による補助金交付金額確定通知書の写し

- (9) 別表第1に掲げる環境やまぐち省エネ住宅普及促進事業（県産木材利用促進枠）を実施する場合は、県産木材利用促進総合対策事業補助金交付要綱（平成21年4月1日付け平21森林企画第12号）第4条の規定による補助金交付申請書の写し
- (10) 補助金支払請求書（次条第1項に規定するもの）
- (11) 納税証明書（全ての県税及び市町税のうち個人住民税について滞納がないことを証するもので、発行後3か月以内の原本）
- (12) 補助金交付決定及び額の確定通知書送付用定形郵便封筒（80円切手を貼付）
- (13) その他、知事が必要と認める書類

（補助金の請求及び交付）

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書（別紙様式第4号）を知事に提出するものとする。

2 補助金は、精算払により交付する。

3 補助金の交付を受けることができる回数は、同一の住宅につき1回とする。

（手続代行者）

第11条 補助事業者は、第6条の事前審査申請書、第8条の事業審査事項変更（中止・廃止）承認申請書、第9条の補助金交付申請兼実績報告書について、補助対象製品を販売する者等に対して、これらの事務の手続を代行させることができる。

2 手続代行者は、手続を誠意を持って実施するものとし、手続の代行を通じ、補助事業者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

（財産処分の制限）

第12条 補助事業者は、規則第18条の規定に基づき、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記様式第5号）を知事に提出し、その承認を得なければならない。

（事業効果の把握）

第13条 補助事業者は、県が事業の実施による温室効果ガスの削減量を把握しようとするとき、県の求めに応じて、これらの情報を県に報告するものとする。

（書類の提出方法）

第14条 書類の提出は、県が別に定める受付窓口団体あてに持参、又は郵送等（簡易書留など郵便物の送達過程が記録されるものに限る）により行うものとする。

2 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月18日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助事業名	補助事業者	補助対象事業、補助金額及び補助要件
環境やまぐち省エネ住宅普及促進事業（一般枠）	個人	<p>【補助対象事業】 新築住宅又は既築住宅において、補助対象製品（太陽光発電システム及びその他の省エネ・グリーン化製品）を複合的に導入する事業</p> <p>【補助金額】 住宅用太陽光発電システム：2万円/kW（上限8万円） その他の省エネ・グリーン化製品：8万円（定額）</p> <p>【補助要件】 住宅用太陽光発電システムの導入は必須であること その他の省エネ・グリーン化製品は2製品以上導入し、導入経費は24万円以上（他の公的補助控除後）であること 補助対象製品のうち1製品以上を県産製品とすること 補助対象製品の施工は県内事業者が発注すること</p>
環境やまぐち省エネ住宅普及促進事業（県産木材利用促進枠）	個人	<p>【補助対象事業】 新築住宅において、補助対象製品（太陽光発電システムやその他の省エネ・グリーン化製品）を複合的に導入する事業</p> <p>【補助金額】 住宅用太陽光発電システム：2万円/kW（上限8万円） その他の省エネ・グリーン化製品： 〔床面積80㎡以上120㎡未満の場合〕 8万円（定額） 〔床面積120㎡以上の場合〕 24万円（定額）</p> <p>【補助要件】 住宅用太陽光発電システムの導入は任意であること その他の省エネ・グリーン化製品は2製品以上導入し、導入経費はそれぞれの補助金額に3を乗じて得た額以上（他の公的補助控除後）であること 補助対象製品のうち1製品以上を県産製品とすること 補助対象製品の施工は県内事業者が発注すること 県産木材利用促進総合対策事業補助金（山口県森林企画課所管：新築1戸当たり50万円）を受けること</p>

注1) 補助事業については、構造躯体、建築設備に対する施工工事を伴う省エネ改修が補助対象であり、後付けの家電製品（エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機など）の交換は補助対象としないこと

注2) 室内用の省エネ型照明器具は、光源（ランプ）、安定器、反射板など一式の施工工事を伴うもので、複数箇所への設置が補助対象となること（屋外用の省エネ型照明器具は、1箇所への設置で補助対象となること）

注3) 住宅用太陽光発電装置に係る補助金額は、太陽電池の最大出力（kW表示とし、小数点以下第2位未満は切り捨てた値）に2万円を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とすること

別表第2（第5条関係）

区 分	補助対象製品が満たすべき基準
太陽光発電システム 基 準	住宅用太陽光発電システムは、太陽光発電普及拡大センター（J - P E C）が「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規定」において定める補助対象要件に適合する製品
次世代省エネルギー 基 準	(財)建築環境・省エネルギー機構（I B E C）の「次世代省エネルギー基準適合住宅」の評定を受けた工法に基づく製品又は次世代省エネルギー基準の性能を満たす製品
国庫補助制度基準	<p>国の補助制度の補助対象となる省エネ・グリーン化製品                      (例)エコキュート導入補助金、高効率空調機導入支援事業補助金、ガスエンジン給湯器導入促進補助金(エコウィル)、潜熱回収型給湯器導入促進補助金(エコジョーズ、エコフィール)など</p> <p>(注)但し、上記に例示した国庫補助金については、県補助金と重複して受けることはできません。</p>
C O 2 削 減 基 準	当該製品を活用した住宅の新築・改築時等における省エネ対策により、省エネ対策を実施しない場合に比べて、C O 2 削減量が年間0.3 t - C O 2 以上、又はC O 2 削減率が10%以上となること

別表第3（第5条関係）

事業名	補助対象経費			
	経費区分			内 容
環境やまぐち省エネ住宅普及促進事業	設計費	設計費	設計費	基本設計、実施設計に要する費用
			監理費	工事監理に要する費用
	工事費	本工事費（直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
			労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産省、国土交通省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
			直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		本工事費（間接工事費）	共通仮設費	次の費用をいう。 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 準備、後片付け整地等に要する費用 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 技術管理に要する費用 交通の管理、安全施設に要する費用

		現 場 管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一 般 管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
		付 帯 工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
		機 械 器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
		測 量 及 び 試験費	事業を行うために直接必要な調査、測費量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
	事務費	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費で知事が承認した経費とする。

別記様式第1号

山口県地域グリーンニューディール基金事業（環境やまぐち省エネ住宅普及促進事業）補助金交付に係る事前審査申請書

平成 年 月 日

山口県知事

様

申請者 住 所

氏 名

印

山口県地域グリーンニューディール基金事業（環境やまぐち省エネ住宅普及促進事業）補助金の交付に係る事前審査を受けたいので、山口県地域グリーンニューディール基金事業（環境やまぐち省エネ住宅普及促進事業）補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 添付書類

- (1) 事業計画書及び収支予算書（事前審査申請書：別紙1）
- (2) 補助対象製品の導入によるCO2削減計画書（事前審査申請書：別紙2）
- (3) 補助金交付事前審査結果通知書送付用定形郵便封筒（80円切手を貼付）

2 手続代行者（交付要綱第11条の規定に基づく手続代行者）

住 所			
会 社 名		手続代行者	
代 表 者 名		代 表 者 印	
担 当 者 名			
電 話 番 号			
F A X 番 号			
E メ ー ル			

- 【代行する事務手続】 事前審査申請書に関すること  
事前審査事項変更（中止・廃止）承認申請書に関すること  
補助金交付申請兼実績報告書に関すること  
補助金支払請求書の送付に関すること

(事前審査申請書：別紙1)

## 事業計画書及び収支予算書

補助事業名		環境やまぐち省エネ住宅普及促進事業 一般枠 県産木材利用促進枠			
事業実施場所					
事業実施期間		新築住宅又は既築住宅に補助対象製品を設置する場合	工事着工予定日	平成 年 月 日	
			工事完了予定日	平成 年 月 日	
		補助対象製品が設置された建売住宅を購入する場合	建物引渡予定日	平成 年 月 日	
補助対象製品	太陽光発電システム	太陽電池モジュール	メーカー名	【所在都道府県名： 】	
			形式名		
		太陽電池の最大出力	kW 【小数点以下第2位未満切捨】		
		施工事業者名	【所在市町名： 】		
		支出 所要金額	円【消費税除き】		
	収入	J-PEC補助金	円		
		県補助金	注1	円【上限8万円】	
		その他補助金(申請先)	( )	円	
		自己負担額	円		
	その他の省エネ・グリーン化製品	製品名			計
メーカー名【所在都道府県名】		【 】	【 】		
形式名					
施工事業者名【所在市町名】		【 】	【 】		
支出 所要金額A(消費税除き)		円	円	円	
収入		国庫補助金B	円	円	円
		その他補助金C(申請先)	( )円	( )円	円
	県補助金	注2		円	
	自己負担額			円	
県補助金合計 +				円	

注1 県補助金は、太陽電池の最大出力×20,000円で算出して千円未満切り捨て

注2 県補助金は、一般枠は8万円、県産木材利用促進枠(床面積120㎡以上)は24万円の定額補助であり、計欄の(A-B-C) 県補助金 ×3であること

# 補助対象製品の導入によるCO2削減計画書

平成 年 月 日

山口県知事

様

住 所  
企 業 名  
代 表 者

印

## 1 製品概要

製 品 名			
メーカ名	(都道府県名)	型式名	
山口県産省エネ・グリーン化製品届出要領に基づく届出の有無			有(以下は記入不要) 無
別表第2の基準 の該当項目	太陽光発電システム基準 国庫補助制度基準	次世代エネルギー基準 CO2削減基準(下表を作成)	

## 2 CO2削減効果【年間】

(CO2排出量の単位：t-CO2)

燃料の種類	CO2排出係数 (A)	従来設備のCO2排出量		省エネ改修後のCO2排出量	
		消費量 (B)	排出量 (C = A × B)	消費量 (D)	排出量 (E = A × D)
購入電力	0.555	千kwh	t	千kwh	t
都市ガス	2.080	千m <sup>3</sup>	t	千m <sup>3</sup>	t
ガソリン	2.322	kl	t	kl	t
灯油	2.489	kl	t	kl	t
軽油	2.619	kl	t	kl	t
A重油	2.710	kl	t	kl	t
C重油	2.982	kl	t	kl	t
LPG	3.000	t	t	t	t
LNG	2.698	t	t	t	t
石炭	2.409	t	t	t	t
その他			t		t
CO2排出量合計		t-CO2		t-CO2	
CO2削減量(A)		X		t-CO2	
CO2削減率(B)				( - ) / %	

導入する省エネ・グリーン化製品毎にメーカー又は施工事業者が作成すること  
 CO2削減量(A)が年間0.3t-CO2以上、又はCO2削減率(B)が10%以上となることが補助要件であること

CO2削減量又は削減率を明確に説明できる場合は、この表によらなくても可

別記様式第2号

山口県地域グリーンニューディール基金事業（環境やまぐち省エネ住宅普及促進事業）補助金交付に係る事前審査事項変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所  
氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号により補助金交付に係る事前審査結果の通知があった山口県地域グリーンニューディール基金事業（環境やまぐち省エネ住宅普及促進事業）について、下記のとおり事業内容を変更したいので、山口県地域グリーンニューディール基金事業（環境やまぐち省エネ住宅普及促進事業）補助金交付要綱第8条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由及び内容

2 添付書類（事業計画等を変更する場合は、次の書類を修正して提出すること）

- （1）事業計画書及び収支予算書（事前審査申請書：別紙1）
- （2）補助対象製品の導入によるCO2削減計画書（事前審査申請書：別紙2）

山口県地域グリーンニューディール基金事業（環境やまぐち  
省エネ住宅普及促進事業）補助金交付申請兼実績報告書

平成 年 月 日

山口県知事

様

申請者 住 所

氏 名

印

山口県地域グリーンニューディール基金事業（環境やまぐち省エネ住宅普及促進事業）補助金の交付を受けたいので、山口県補助金等交付規則第3条及び第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり提出します。

記

1 添付書類

- (1) 事業実績書及び収支決算書（実績報告書：別紙1）
- (2) 補助対象製品の導入によるCO2削減実績書（実績報告書：別紙2）
- (3) 補助対象製品の工事請負契約書の写し（補助対象製品が設置された建売住宅を購入する場合は、売買契約書の写し）
- (4) 補助対象製品の設計書又は仕様書の写し
- (5) 補助対象製品の設置状況を示す写真
- (6) 補助対象製品の設置に係る領収書及びその内訳書の写し
- (7) 太陽光発電システムを設置した場合は、電力事業者との電力需給契約書の写し
- (8) 国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程（平成20年12月24日付けJ - P E C 第0810 - 0007号）に基づく補助金を受ける場合は、当該交付規程第16条の規定による実績報告書の写し、第17条の規定による補助金交付金額確定通知書の写し
- (9) 別表第1に掲げる環境やまぐち省エネ住宅普及促進事業（県産木材利用促進枠）を実施する場合は、県産木材利用促進総合対策事業補助金交付要綱（平成21年4月1日付け平21森林企画第12号）第4条の規定による補助金交付申請書の写し
- (10) 補助金支払請求書（別記様式第4号）
- (11) 納税証明書（全ての県税及び市町税のうち個人住民税について滞納がないことを証するもので、発行後3か月以内の原本）
- (12) 補助金交付決定及び額の確定通知書送付用定形郵便封筒（80円切手を貼付）

## 事業実績書及び収支決算書

補助事業名	環境やまぐち省エネ住宅普及促進事業 一般枠 県産木材利用促進枠				
事業実施場所					
事業実施期間	新築住宅又は既築住宅に補助対象製品を設置する場合	工事着工日	平成 年 月 日		
	補助対象製品が設置された建売住宅を購入する場合	工事完了日	平成 年 月 日		
補助対象製品	太陽光発電システム	太陽電池モジュール	メーカー名	【所在都道府県名：】	
			形式名		
		太陽電池の最大出力	kW 【小数点以下第2位未満切捨】		
		施工事業者名	【所在市町名：】		
	支出	所要金額	円【消費税除き】		
	収入	J-PEC補助金	円		
		県補助金	注1	円【上限8万円】	
		その他補助金(申請先)	( )	円	
		自己負担額	円		
	その他の省エネ・グリーン化製品	製品名			計
メーカー名【所在都道府県名】		【】	【】		
形式名					
施工事業者名【所在市町名】		【】	【】		
支出		所要金額A(消費税除き)	円	円	円
収入		国庫補助金B	円	円	円
		その他補助金C(申請先)	( )	( )	円
	県補助金	注2		円	
	自己負担額			円	
県補助金合計 +				円	

注1 県補助金は、太陽電池の最大出力×20,000円で算出して千円未満切り捨て

注2 県補助金は、一般枠は8万円、県産木材利用促進枠(床面積120㎡以上)は24万円の定額補助であり、計欄の(A-B-C) 県補助金 ×3であること

補助対象製品の導入によるCO<sub>2</sub>削減実績書

平成 年 月 日

山口県知事

様

住 所  
企 業 名  
代 表 者

印

## 1 製品概要

製 品 名			
メーカ名	(都道府県名)	型式名	
山口県産省エネ・グリーン化製品届出要領に基づく届出の有無			有(以下は記入不要) 無
別表第2の基準 の該当項目	太陽光発電システム基準 国庫補助制度基準	次世代エネルギー基準 CO <sub>2</sub> 削減基準(下表を作成)	

2 CO<sub>2</sub>削減効果【年間】(CO<sub>2</sub>排出量の単位：t-CO<sub>2</sub>)

燃料の種類	CO <sub>2</sub> 排出係数 (A)	従来設備のCO <sub>2</sub> 排出量		省エネ改修後のCO <sub>2</sub> 排出量	
		消費量 (B)	排出量 (C = A × B)	消費量 (D)	排出量 (E = A × D)
購入電力	0.555	千kwh	t	千kwh	t
都市ガス	2.080	千m <sup>3</sup>	t	千m <sup>3</sup>	t
ガソリン	2.322	kl	t	kl	t
灯油	2.489	kl	t	kl	t
軽油	2.619	kl	t	kl	t
A重油	2.710	kl	t	kl	t
C重油	2.982	kl	t	kl	t
LPG	3.000	t	t	t	t
LNG	2.698	t	t	t	t
石炭	2.409	t	t	t	t
その他			t		t
CO <sub>2</sub> 排出量合計		t-CO <sub>2</sub>		t-CO <sub>2</sub>	
CO <sub>2</sub> 削減量(A)		X		t-CO <sub>2</sub>	
CO <sub>2</sub> 削減率(B)				( - ) / %	

導入する省エネ・グリーン化製品毎にメーカー又は施工事業者が作成すること  
CO<sub>2</sub>削減量(A)が年間0.3t-CO<sub>2</sub>以上、又はCO<sub>2</sub>削減率(B)が  
10%以上となることが補助要件であること

CO<sub>2</sub>削減量又は削減率を明確に説明できる場合は、この表によらなくても可

別記様式第4号

山口県地域グリーンニューディール基金事業  
 (環境やまぐち省エネ住宅普及促進事業)補助金支払請求書

平成 年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所  
 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定の通知があつた山口県地域グリーンニューディール基金事業(環境やまぐち省エネ住宅普及促進事業)について、下記のとおり補助金の支払を受けたいので、山口県地域グリーンニューディール基金事業(環境やまぐち省エネ住宅普及促進事業)補助金交付要綱第10条第1項の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

支 払 方 法	精 算 払
交 付 決 定 額	円
確 定 額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円
差 引 残 額	円

振 込 先

振 込 銀 行	銀行		支店
口 座 区 分	1 普通預金 2 当座預金	口座番号	
口 座 名 義 (フリガナ)			

山口県地域グリーンニューディール基金事業（環境やまぐち  
省エネ住宅普及促進事業）補助金財産処分承認申請書

平成 年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所  
氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定の通知があつた山口県地域グリーンニューディール基金事業（環境やまぐち省エネ住宅普及促進事業）について、下記のとおり財産を処分したいので、山口県補助金等交付規則第18条第1項の規定により財産処分の承認を申請します。

記

1 財産処分の方法

売却 譲渡 交換 貸与 担保 廃棄  
その他（具体的に記入： ）

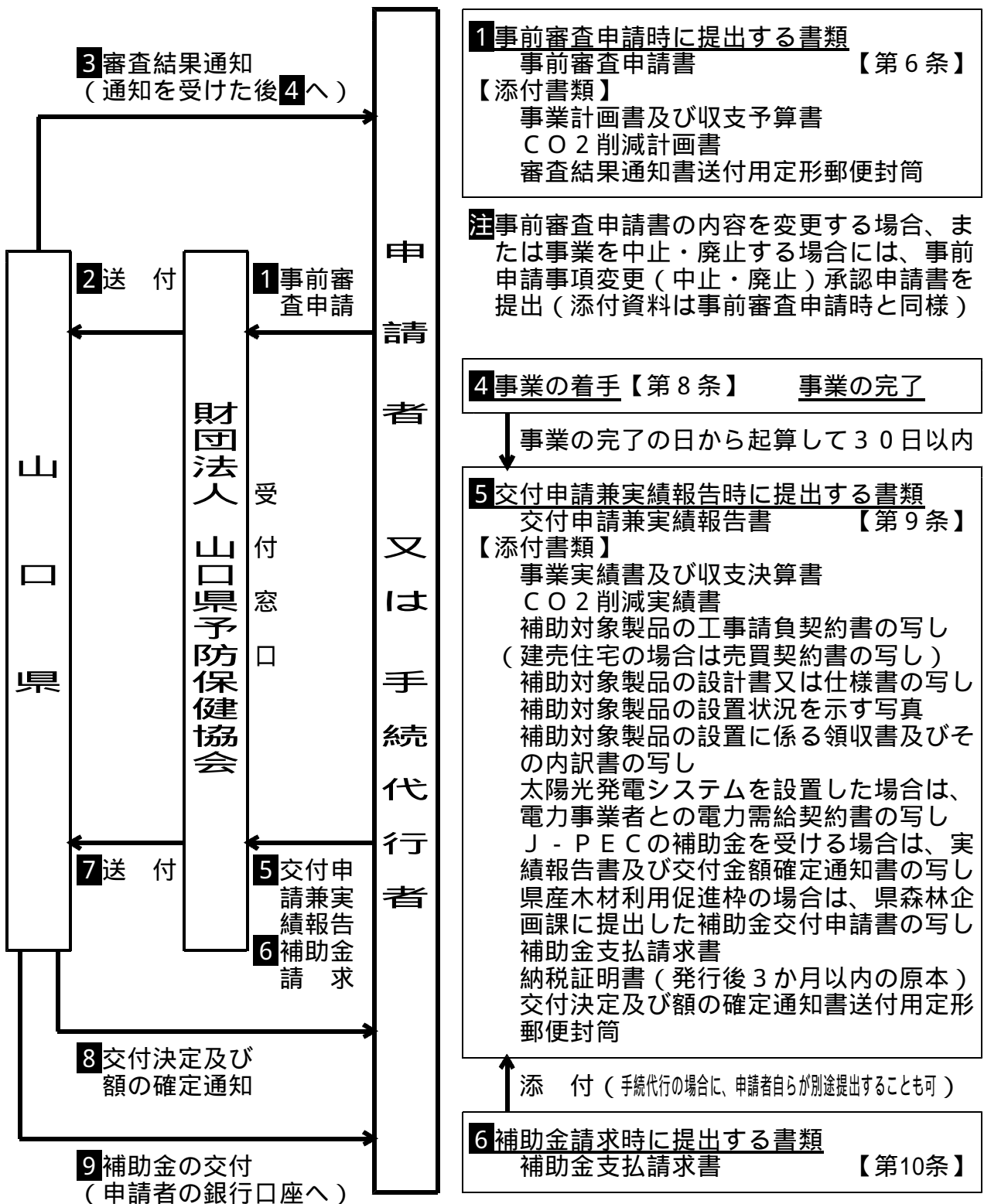
2 財産処分の時期

平成 年 月 日から（平成 年 月 日まで）

3 財産処分の理由

4 財産処分により収益があつた場合の金額

# 補助金交付手続の流れ



【受付窓口】財団法人山口県予防保健協会  
 (山口県地球温暖化防止活動推進センター)  
 〒753-0814 山口県山口市吉敷下東1丁目5番1号  
 (TEL) 083-933-0018 (FAX) 083-924-9458  
 (ホームページ) <http://www.yobou.or.jp/yccca/>

## 補助金交付手続に必要な書類の主なチェック項目

補助金交付手続に必要な書類		主なチェック項目	確認
事前 審査 申請	事前審査申請書	申請日は、受付窓口への持参日又は郵便等の差出し日 申請者印欄に押印 手続代行の場合は、手続代行者代表者印欄に押印	
	事業計画書	「一般枠」の場合は太陽光発電システムの導入は必須 その他の省エネ・グリーン化製品は2製品以上導入 太陽光発電システム（1製品）及びその他の省エネ・グ リーン製品（2製品）のうち、1製品以上が県産製品 製品の施工事業者は、全て県内の事業者 県補助金合計の上限は、「一般枠」は16万円、「県産 木材利用促進枠」（床面積120㎡以上）は32万円	
	CO2削減計画書	事業計画書に記載した製品毎に作成（3製品の場合3枚） 導入する製品のメーカー又は施工事業者が作成して押印	
	定形郵便封筒	申請者又は手続代行者の宛名を記載して80円切手貼付	
交付 申請 兼 実績 報告	交付申請兼実績報告書	提出日は、受付窓口への持参日又は郵便等の差出し日 提出日は、事業完了の日（工事完了日又は建物引渡日） から起算して20日以内 申請者印欄に押印	
	事業実績書	事前審査申請書に添付する「事業計画書」と同様	
	CO2削減実績書	事前審査申請書に添付する「CO2削減計画書」と同様 申請時から変更がない場合は、申請時の書類の写しで可	
	工事請負契約書の写し （又は売買契約書の写し）	工事請負契約書に記載の工事着工（開始）日は、県から 送付する「事前審査結果通知書」の日付よりも後の日付	
	設計書又は仕様書の写し	仕様書は、製品のカタログ等で代用することも可	
	設置状況を示す写真	事業実績書に記載した全ての補助対象製品の写真を添付	
	領収書及び内訳書の写し	申請者が、補助対象経費を支払ったことが確認可能	
	太陽光発電システムを設置した場合は、電力事業者との電力需給契約書の写し		
	J-PECの補助金を受ける場合は、実績報告書及び交付金額確定通知書の写し		
	県産木材利用促進枠の場合は、県森林企画課に提出した補助金交付申請書の写し		
	補助金支払請求書	（下記の「補助金支払請求書」の欄を参照）	
	納税証明書	全ての県税及び市町税のうち個人県民税について滞納が ないこと 発行後3か月以内の原本であること	
	定形郵便封筒	申請者又は手続代行者の宛名を記載して80円切手貼付	
補助 金 請求	補助金支払請求書	請求日は、交付申請兼実績報告書の提出日より後の日付 申請者印欄に押印 県の補助金交付決定通知の日付及び文書番号の確認 「振込先」は、申請者の銀行口座について記入（県から 手続代行者の銀行口座には振り込むことはないこと）	